

居住費・食費の見直しに関するQ&A

これまで、居住費・食費の見直しの考え方や具体的内容についてご紹介してきましたが、ここでは、いくつかの具体的な質問にお答えする形で、今回の制度改正についてご説明します。

Q1

平成17年10月からの改正に伴い、施設入所契約の変更は必要ですか。



施設や利用者からの質問

- 現在、施設に入所（入院）されている方は、既に結ばれている契約内容に基づき、利用者負担の契約の変更が必要になります。
- 利用者負担額や契約変更の具体的な手続きは、各施設により異なりますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

Q2

年金収入も少ないので、居住費・食費の負担が軽減されると思うのですが、どのような手続きを取ればよいですか。



利用者からの質問

- 利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費・食費の負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、施設の窓口提出する必要があります。
- 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせください。

Q3

特別養護老人ホームの4人部屋に入所しています。入所前から一人暮らしで、年金以外の収入はなく、年金は月額6万円程度。要介護5です。私の負担はどうなるのでしょうか。



利用者からの質問

現在の利用者負担額
4.0万円/月



見直し後の利用者負担額
3.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第2段階」になると思われます。
- したがって、

	現在の負担額		見直し後の負担額
① 1割負担	2.5万円/月	➔	1.5万円/月
② 居住費	—	➔	1.0万円/月
③ 食費	1.5万円/月	➔	1.2万円/月
合計	4.0万円/月	➔	3.7万円/月

となり、これまでと比べて、月額約3千円の負担軽減となります。

Q4

特別養護老人ホームのユニット型個室に入所しています。年金は月額10万円程度で要介護5です。今は何とか支払っていますが、食費などの負担が増えた場合、どうなるのでしょうか。



利用者からの質問

負担軽減制度が適用されない場合の利用者負担額
9.5万円/月



負担軽減制度が適用される場合の利用者負担額
7.2万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思われますが、収入や預貯金等の要件（P.7参照）を満たしていれば、社会福祉法人による負担軽減制度の対象となります。
- これにより

	負担軽減制度が適用されない場合		適用される場合
① 1割負担	2.5万円/月	➔	1.95万円/月
② 居住費	5.0万円/月	➔	3.75万円/月
③ 食費	2.0万円/月	➔	1.5万円/月
合計	9.5万円/月	➔	7.2万円/月

となり、社会福祉法人による負担軽減制度が適用されない場合と比べて、月額約2.3万円の負担軽減となります。